令和２年１月20日　No.362

畜産会 経営情報

主な記事

❶ セミナー経営技術
第三者継承で養豚業に本格参入して
仲間とともに広げる地域農業活性化の輪
―（有）花田養豚場の取り組み―
（公社）新潟県畜産協会　谷川昌行
❷ 畜産学習室
「畜産経営者のための青色申告の手引き」
改訂のポイント　森税務会計事務所　森　剛一
❸ 行政の窓
農業経営統計調査　報告①
「平成30年度牛乳生産費」を公表　農林水産省大臣官房統計部
❹ (独)農畜産業振興機構からのお知らせ
各種交付金単価の公表について

公益社団法人 中央畜産会
〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第２デイーアイシービル９階
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
URL http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/
E-mail jlia@jlia.jp

セミナー 経営技術

第三者継承で養豚業に本格参入して 仲間とともに広げる地域農業活性化の輪

―（有）花田養豚場の取り組み―

（公社）新潟県畜産協会　谷川昌行

はじめに

（有）花田養豚場は、長野県境に近い中山間地域の新潟県十日町市にあり、過去５年に渡って新潟県畜産協会が経営支援を行っていた経営です。冬は積雪量が３ｍを超える全国有数の豪雪地帯で、11月下旬から翌春の３月中旬頃までは雪に囲まれる一方、夏はさわやかな涼風が吹き抜ける高原のような気候になります。

市内の畜産農家戸数等は、**表１**に示すとおりです。隣接する津南町を含めた「妻有地域」

（表１）家畜飼養頭数　（単位：戸数・戸、頭数・頭）

区　分	乳用牛		肉用牛		豚	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
新潟県	194	6,703	211	11,308	106	177,095
十日町市	4	105	5	79	6	10,327

（平成30年２月現在：新潟県農林水産部畜産課調べ）

は養豚が盛んな地域で、県が進める飼養衛生管理基準の遵守や安全・安心な畜産物の供給体制への取り組みなど積極的に参画しています。その結果、市内の養豚場で生産された豚肉が市内の全小中学校の給食に利用される等、高い評価につながっています。

以下に紹介する本経営は、養豚農家の経営体質の強化、養豚農家戸数減少の阻止、仲間づくりの強化等を目的に地域の養豚仲間９名で昭和60年に設立した「妻有畜産グループ」の構成員として、銘柄豚「妻有ポーク」の生産に加え、幅広い地域活動に積極的に取り組んでいます。

養豚業を第三者継承

現在、本経営を支える田中兄弟は養豚農家の出身ではなかったのですが、もともと自宅と農場が目と鼻の先で、創業家の長男と幼なじみであったことから、幼少期から豚舎は遊び場で、自然と養豚に興味を持つようになりました。平成９年、兄の真氏（当時18歳）が勤めていた工務店を退職し、雇ってもらえないかと懇願したことがきっかけで同年に入社、平成13年に農場長に就き、平成23年には代表取締役を任されました。

創業者は、長男が他産業に就職しており、養豚業を継がないことが決まっていたことから、一時は廃業も考えていました。しかし養豚業をしかるべき誰かに託したいという気持ちが強く、従業員である真氏に経営継承について打診した結果、真氏は代表を引き継ぐ決心をし、現在に至っています**（表２）**。

（写真１）花田養豚場の皆さん（後列左が田中力さん、右が田中真さん）

さらに弟の力氏も平成14年から同農場に勤務しており、現在は専務兼農場長を任せられています。双子ならではの不思議な意思の疎通により、相手への思い、理解の深まりが、作業効率の向上につながっています**（写真１）**。

薬剤に頼らない安全な豚肉づくり

本経営では、「生後３ヵ月齢以降の抗菌剤の飼料添加を禁止」という妻有ポークの生産基準を遵守する他、農場の衛生管理を徹底しています。

離乳・肥育豚舎は、豚移動後の洗浄・消毒・乾燥を徹底するとともに、朝夕の１日２回、通路消毒と空間消毒を行うことにより、特に肥育豚舎では以前課題となっていた豚胸膜肺炎の減少につながるなど効果が出ていま

（表２）経営・活動の推移

年次	飼養頭（羽）数	経営・活動の内容
S59年	種雌豚150頭	・法人設立　創設者：丸山隆太氏
S60年	種雌豚160頭	・妻有畜産グループ設立
S63年	種雌豚170頭	・繁殖豚舎増築 自動給餌ライン設置
H 元年	種雌豚190頭	・肥育豚舎新築 自動給餌ライン設置 自動除ふん装置設置
H９年	種雌豚200頭	・田中真氏（以下、真氏とする。）が花田養豚場に入社
H12年	種雌豚210頭	・繁殖豚舎増築 自動給餌ライン設置 自動除ふん装置設置
H13年	種雌豚210頭	・真氏、農場長に就任
H14年	種雌豚220頭	・田中力氏（以下、力氏とする。）が花田養豚場に入社
H15年	種雌豚230頭	・肥育豚舎増築 自動給餌ライン設置 自動除ふん装置設置
H16年	種雌豚230頭	・クリーンポーク生産農場認定 （畜産安心ブランド生産農場） 妻有畜産グループ全農場が認定
		・肥育豚舎増築 自動給餌ライン設置 自動除ふん装置設置
H18年	種雌豚230頭	・若手養豚生産者グループ「ぶたのしっぽ」設立 定期的に勉強会、研修会を実施
H20年	種雌豚230頭	・補助事業で画像妊娠診断装置を導入して繁殖成績を改善
H23年	種雌豚240頭	・近隣住民への臭気の配慮として防臭壁（高さ７m）を設置 ・真氏が花田養豚場の経営を継承して代表取締役に就任、同時期に妻が就農 ・力氏が専務兼農場長に就任 ・創設者の丸山隆太氏が会長職に就任（養豚事業から引退）
H25年	種雌豚250頭	・妻有ポークが丸の内オリンピッグ2013でレギュラーシーズン、クライマックスシーズンともに優勝
H26年	種雌豚260頭	・十日町・津南町若手ファーマーズグループ「ちゃーはん」設立 ・ちゃーはんが、里山商品券付きブック「feel field」を発刊
H28年	種雌豚250頭	・母豚のボディコンディション管理のため、リーンメーター（背脂肪厚測定器）を導入
H30年	種雌豚230頭	・ちゃーはんが、地域農業紹介フリー誌「Fil Fil」を発刊
H31年	種雌豚220頭	・空間消毒用コンテナ（資材置場）設置 ・繁殖成績の向上による肥育スペースの不足等で計画的に母豚数を減少
R 元年	種雌豚220頭	・暑熱対策用の業務用製氷機を導入

す。

分娩豚舎では、豚房内に入らずに作業するよう心掛けています。通路を歩いた長靴で豚房内に入れば、病原菌を広げる可能性があるとの考えから兄弟２人が協力することで、豚房内に入らなくても離乳子豚の移動が可能になっています。

車両の出入り口には、「無断立入禁止」の看板を設置し、留意事項と連絡先を明記。さらに、看板に気付かずに進入してしまう場合

（写真２）搬入物保管倉庫（空間消毒用）

に備えて、チェーンを張って注意を促しています。

出荷は妻有畜産グループの専用トラックで行い、入退場時の車両消毒の徹底を図っています。特に、と畜場に行った後は洗浄・消毒後、完全に乾燥させるように心がけています。

農場の事務所は病原菌の交差汚染予防のために、農場スタッフ用と外来者用に分け、併せて長靴の洗い場、消毒槽、消毒マットを設置しています。

平成31年３月には外部からの病原菌侵入防止を目的として、一時的な資材置場（中古コンテナ活用）を設置し、飼料や宅配物を搬入する業者にはコンテナ内で長靴に履き替えてから搬入することを義務付け、一定時間の空間消毒を実施した後、農場スタッフが農場内に搬入する仕組みにしました（写真２）。

ストレス軽減への取り組み

一般的に行われている子豚の切歯は行っていません。以前は切歯をしていましたが、単純に子豚がかわいそうという思いから改善策を模索したところ、母乳がよく出ている母豚であれば、子豚同士のケンカも母豚の授乳拒否もないことが確認できました。その後、母豚のボディコンディション管理と分娩後ケアを徹底した結果、切歯をしてもしなくても成績は変わらないという結論に達しました。平成28年には、さらなるボディコンディション管理の徹底を図るためリーンメーター（背脂肪圧測定機）を導入しました。ミリ単位で背脂肪厚を管理し、飼料給与量を微調整することで母豚の栄養状態が改善され、虚弱母豚の発生減少につながっています。

離乳・肥育舎は、スペース有効利用の観点から１豚房11頭収容の設計で作られています。１腹ごとの移動がしやすいことから、離乳後の豚は出荷まで１腹飼いを基本とし、群編成によるストレスを与えないようにしています。

暑熱対策は一般的な水撒き、送風機やダクト等を利用していますが、分娩前や離乳間近の母豚は特に暑がるため、令和元年５月に業務用製氷機を導入し、氷で冷やした水を給水したり、飼料に氷を混ぜたりする取り組みを始めました。

妊娠診断装置やパソコン管理データを利活用した繁殖成績の向上

十日町地域家畜指導診療所とのタイアップ体制により妊娠診断装置を共同利用し、管内の繁殖成績向上に努めていましたが、共同利用では使いたいときに使えないことから、平成20年に補助事業を活用して農場専用の妊娠

診断装置を導入し、いつでも診断できる体制を築きました。

見落としがちになりやすい豚の異動状況や健康状態等はパソコンで管理しています。正

（表３）経営実績（平成30年）

経営概要	労働力員数（畜産・2000hr 換算）	家族構成員		2.9人
		従業員		2.4人
	種雌豚平均飼養頭数			215.4頭
	肥育豚平均飼養頭数			1,925頭
	年間子豚出荷頭数			0頭
	年間肉豚出荷頭数			4,233頭
収益性	所得率（構成員）			9.3%
	種雌豚１頭当たり生産費用			611,342円
生産性	繁殖	種雌豚１頭当たり年間平均分娩回数		2.26回
		１腹当たり分娩子豚頭数		12.83
		種雌豚１頭当たり年間分娩子豚頭数		29.00
		１腹当たり哺乳開始子豚頭数		11.60頭
		種雌豚１頭当たり年間哺乳開始子豚頭数		26.2頭
		１腹当たり離乳子豚頭数		10.0頭
		種雌豚１頭当たり年間離乳子豚頭数		22.1頭
	肥育	種雌豚１頭当たり年間肉豚出荷頭数		19.7頭
		肥育豚事故率（離乳時からの事故率）		8.4%
		肥育開始時	日齢	24日
			体重	6kg
		肉豚出荷時	日齢	178日
			体重	114kg
		平均肥育日数		154日
		出荷肉豚１頭１日当たり増体重		0.701kg
		飼料要求率	農場	3.57
			肥育豚	2.96
		枝肉重量		73.9kg
		販売価格	肉豚１頭当たり平均価格	37,386円
			枝肉１kg 当たり平均価格	460円
		枝肉規格「上」以上適合率		46.7%

（表４）コンサル受診による成果実績

項　　目	単位	H19年	H20年	H21年	H22年	H30年
１腹当たり分娩子豚頭数	頭	11.0	11.7	12.0	12.2	12.8
種雌豚１頭当たり年間平均分娩回数	回	2.15	2.20	2.20	2.23	2.26
１腹当たり離乳子豚頭数	頭	9.5	9.4	10.2	10.4	11.6
種雌豚１頭当たり年間離乳子豚頭数	頭	20.4	20.7	22.4	23.2	26.2

確に記録することで、飼養管理状況を的確に把握し、それぞれの処置や対応を迅速に行うことで、特に繁殖成績の改善につながっています（**表3・4**）。

働きやすい環境づくり

本農場では、コミュニケーションを通じた仕事への意欲向上や信頼関係の構築など、創業者が築いた従業員教育の伝統を現代表がしっかりと継承し、従業員育成に取り組んでいます。

また、労力的な負担が少なく、女性でも作業がしやすいように自動給餌ライン、自動除ふん装置など機械化による省力管理方式が採用されています。加えて、ウィークリー養豚を実施することで、従業員の休日確保など、ゆとりのある養豚経営に努めています。

地域一丸となった取り組みを実践する養豚経営を展開

養豚農家で組織する十日町市隔離豚舎組合は、全国的に猛威を振るっていたオーエスキー病の侵入を防止するため、平成元年に外部導入豚に対する隔離豚舎を設置し、検疫等の防疫対策に取り組んできました。その結果、県内はおろか全国的にも稀なオーエスキー病・PRRS 清浄地域となっており、このことが、子豚期から出荷まで抗生物質無添加飼料による飼養を可能とする衛生的な環境を作りあげています。この先代たちが確立した地域防疫体制は、田中兄弟をはじめとした地域の若い世代の後継者に引き継がれ、より強固なものとなっています。

耕畜連携等の活動

地元の稲作農家、生産組織などへ豚ぷん堆肥を供給し、資源循環型農業の推進に貢献しています。生ゴミや未利用資源の堆肥化施設である川西有機センターに豚ぷんを供給することで、資源循環型農業の一翼を担っています。

法人設立当初から、臭気対策として農場の周辺に樹木を植えていましたが、飼養規模の拡大に伴い、近隣住民から臭気に関する苦情が出るようになりました。

そのため、平成23年７月に敷地の周辺（住民地側）に高さ７m の防臭壁を設置しました。設置後は、臭気の拡散減少とともに、豚舎を住民の視界から遮断する効果もあり住民からの苦情はなくなりました。

妻有畜産グループでの取り組み

代表の真氏は妻有畜産グループの事務責任者として中心的な存在です。本農場の従業員のみならず、地域全体の養豚従事者のスキルアップに取り組んでいます。

特に若い生産者や従業員教育に力を入れており、平成18年に地域の若手養豚生産者で組織する「ぶたのしっぽ」という会を作り、消費者に安全でおいしい豚肉を供給するため、最新の衛生対策など養豚技術を学ぶ勉強会を定期的に開催しています。

子供たちに学校給食の材料供給元がはっきり判るものを食べさせたいとの思いから、学校給食関係者などを対象として「地産・地消

視察研修会」等の交流会を開催し、妻有ポークの生産に理解を求めてきました。消費者等を集めての食肉センターや食肉加工施設の視察を通じて、衛生的な食肉処理と検査体制の実態を知ってもらい、地元畜産物の利用と地産・地消について理解向上に努めた結果、現在では十日町市内の全小中学校の給食で妻有ポークが採用されています。

平成12年に設立された地元の肉卸、加工会社の㈲ファームランド木落は、地元豚肉を使った商品の開発、製造、販売を行っています。また、十日町農業協同組合の直売所「ベジぱーく」での精肉・加工品販売、観光物産館食堂でのとんかつ等の提供、加えて十日町市内の大手スーパーマーケット２店舗、十日町市外の６店舗（新潟市・長岡市・上越市）での精肉販売等、地元を越え県内に広く知れ渡る銘柄豚肉へと成長しています。

仲間とともに広げる地域農業活性化の輪

平成26年、十日町市及び隣接する津南町の若手ファーマーズで、活動グループ「ちゃーはん」を設立しました。今までバラバラだった若手の養豚農家、米農家、野菜農家などが「すべての食材がひとつになったら、チャーハンが作れるよね」そんな一言から始まったチームで、ワークショップや田植え・稲刈り、野菜収穫ツアーなど、消費者交流イベントを積極的に開催して地域農業活性化の輪を広げています。

SNS や冊子を使った情報発信

田中兄弟は、それぞれがフェイスブックのアカウントを所有しており、養豚仲間や消費者等に農場での出来事や妻有ポークのグルメ情報などを発信しています。

二人が所属する「ちゃーはん」もフェイスブックの開設や情報誌を発刊しており、養豚のみならず地域農業全体の活性化につなげるべくさまざまな活動を行っています。

将来の方向性について

畜舎の老朽化が目立ち始めているので、一層の労務改善と作業効率向上が図られるよう施設の改修を検討しています。改修にあたっては、より衛生的で豚にとってストレスが少ない環境で飼養可能な施設を整備したいと考えています。

地域農業のさらなる活性化、仲間との絆を深めるため、ぶたのしっぽ、ちゃーはんをはじめとした各種の勉強会や交流会を一層充実化するとともに、人と人とのつながり、仲間の大切さ、地域の輪を広げ、「地域には自分だけではない。自分の判断だけで農場の未来を決めてしまうのではなく、仲間の声を聞ける環境を築き切磋琢磨していきたい」と話されました。

（筆者：（公社）新潟県畜産協会
業務課課長補佐・総括畜産コンサルタント）

畜産学習室

「畜産経営者のための青色申告の手引き」改訂のポイント

森税務会計事務所 森 剛一

はじめに

このたび、(公社)中央畜産会から「畜産経営者のための青色申告の手引き―令和元年分確定申告対応―」が発刊されました。今回の改訂は、令和元年10月に消費税の税率が10%に引き上げられ、これと同時に軽減税率制度が実施されたことに対応した点が主な内容です。

加えて、「畜産経営の安定に関する法律」(畜安法)の改正により、肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)や肉豚経営安定交付金(豚マルキン)が法律制度となったことや集送乳調整金が交付されることとなったことに伴う制度内容の変更にも対応しています。

軽減税率制度の実施

消費税率が令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられ、これに合わせて消費税の軽減税率が8%で実施されました。軽減税率の対象品目は、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)」です。軽減税率制度の実施にともない、消費税の税率は軽減税率(8%)と標準税率(10%)との複数税率となります。畜産経営者などの事業者は、消費税の申告・納税を行うため、税率の異なるごとに取引を区分して記帳(区分経理)する必要があります。

複数税率では「売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」として適格請求書(インボイス)が必要とされ、令和5年10月からインボイス等の保存が仕入税額控除の要件となります(適格請求書等保存方式=インボイス制度)。また、インボイス制度導入の前段として令和元年10月から区分経理に対応した帳簿および請求書等(区分記載請求書等)の保存が要件となりました(区分記載請求書等保存方式)。

軽減税率の対象となる「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品をいい、人の飲用または食用に供されるものです。ただし、酒類や外食・ケータリング等は、軽減税率の対象に含まれません。農畜産物の多くは軽減税率の対象品目ですが、肉用子牛のように生体で販売される家畜は軽減税率の対象とはなりません。一方、生体で出荷される家畜でもと畜解体を委託して食肉市場で枝肉として販売されるものは軽減税率の対象です。食肉市場では内臓・原皮も販売されますが、内臓は人の食用に供されるので軽減税率の対象となるのに対して、原皮は対象とはなりません。こ

（表１） 農業における軽減税率の対象品目と対象外品目

作　目	対象品目＝軽減税率（８％）	対象外品目＝標準税率（10％）
水稲	主食用米、酒米	飼料用米、種もみ
野菜	野菜、製菓材料の野菜の種子	栽培用の野菜の種子・苗
果樹	果物	栽培用の果樹の種子・苗木
花卉	食用の花（エディブルフラワー、菜花など）	観賞用の花
観光農園	土産用に販売する果物等	果物狩りの入園料
農産加工	ジャムやジュース、漬物など農産加工品	日本酒［酒類］
農家レストラン	持ち帰り販売の弁当	レストラン内での飲食［外食］、ケータリング
畜産	食肉（枝肉を含む）・内臓	家畜の生体、原皮
酪農	生乳、枝肉として販売される廃用牛	子牛、初妊牛、経産牛
共通	農産物価格に含まれる送料・包装代	別途請求する送料・包装代 販売手数料

のため、これまで販売精算書では、内臓・原皮の販売額がまとめて表示されていましたが、今後は内臓と原皮とに分けて販売額を表示することになります。

軽減税率の対象となる農産物は、人の食用として販売したものです。「米」を例にとると、人の食用として販売される「主食用米」は軽減税率の対象ですが、家畜の食用として販売される「飼料用米」は軽減税率の対象にはなりません。「種もみ」は稲の栽培用として販売されるもので、軽減税率の対象にはなりません。また、日本酒は軽減税率の対象になりませんが、酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」から除かれるからです。一方、日本酒を製造するための原材料の「酒米」は、酒類ではないので「飲食料品」から除かれず、人の飲用または食用に供されるものであることから、軽減税率の適用対象となります。加工食品の製造において使用される材料は、基本的には添加物も含めて「飲食料品」に該当します。

たとえば、酪農家が分娩後の搾乳牛に味噌汁を飲ませることがありますが、その材料の味噌をスーパーで買った場合、人に食用として販売されたものですが、たとえ牛の食用に供したとしても軽減税率が適用されます。

委託販売手数料は、その委託販売に係る農産物の譲渡が軽減税率の適用対象となる場合であっても、標準税率の適用対象となります。軽減税率の適用対象となる農産物の送料や包装代は、別途請求する場合は標準税率の適用対象となりますが、送料込みとして農産

物価格に含まれる場合は軽減税率が適用されます。

簡易課税制度の見直し

軽減税率制度の導入に伴い、平成30年度税制改正により、消費税の簡易課税制度について消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する農林水産業を第二種事業（改正前：第三種事業）とし、みなし仕入率が80%（改正前：70%）となりました。簡易課税制度では軽減税率対象品目は売上税額（８%）を基準に仕入税額を計算することから、みなし仕入率の70%を維持すれば仕入税額が過少に算出されます。このため、消費税の軽減税率制度の実施に伴い、飲食料品の譲渡を行う農業について簡易課税制度の事業区分が第三種事業から第二種事業となり、みなし仕入率が80%になりました。

簡易課税制度における事業区分の内容とみなし仕入率と農業の留意点は、**表２**のとおりです。簡易課税制度では、事業形態により、第一種から第六種までの６つの事業に区分します。仕入税額控除の計算において、それぞれの事業の課税売上高に対し、たとえば、第三種事業については70%、第四種事業については60%のみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算します。軽減税率の適用対象となる課税売上げについては、標準税率（10%）ではなく軽減税率（８%）による課税売上げに係る消費税を基礎として仕入税額控除を計算することになります。事業者が行う事業が第一種事業から第五種事業までのいずれに該当するかの判定は、原則として、その事業者が行う課税売上げ（課税資産の譲渡等）ごとに行います。

飲食料品の譲渡を行う農業については簡易課税制度の事業区分が第二種事業になりますが、食品製造業は第三種事業のまま事業区分の変更はありません。農業者が自ら生産した農産物を加工していて食料品製造業に該当す

（表２）消費税の簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	率	対象事業	農業関連の留意点
第一種事業	90%	卸売業（他の者から購入した商品をその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業）	事業者への仕入販売
第二種事業	80%	小売業（他の者から購入した商品をその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの） **軽減税率が適用される農林漁業**	消費者への仕入販売 **令和元年10月以降**
第三種事業	70%	軽減税率が適用されない農林漁業、製造業ほか	副産物、加工品含む
第四種事業	60%	飲食店業、加工賃等よる役務提供、固定資産の売却	農作業受託、生物の売却
第五種事業	50%	サービス業	
第六種事業	40%	不動産業	アパート賃貸は非課税

る場合であっても、これまでは食料品製造業も農業と同じ第三種事業に該当していたので、厳密に区分する必要はなかったが、軽減税率制度の実施後は、簡易課税制度において食料品製造業と農業とを区分する必要があります（注）。

（注）消費税法基本通達13－２－４（第三種事業、第五種事業及び第六種事業の範囲）では、「令第57条第５項第３号《事業の種類》の規定により第三種事業に該当することとされている農業（中略）の範囲は、おおむね日本標準産業分類（総務省）の大分類に掲げる分類を基礎として判定する。」としている。また、日本標準産業分類［大分類Ａ－農業、林業／総説／農業又は林業と他産業との関係／（１）農家又は林家で製造活動を行っている場合］では、「主として自家栽培した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は農業又は林業の活動とする。ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業者がいるときは農業又は林業の活動とはしない。」としている。

経営安定交付金制度の改正

「畜産経営の安定に関する法律」が改正されて、牛マルキン、豚マルキンともに法律に基づく制度となり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の９割を交付金として交付する制度となりました。

制度改正により正式名称が変更され、牛マルキンは肉用牛肥育経営安定特別対策事業から肉用牛肥育経営安定交付金制度に、豚マルキンは養豚経営安定対策事業から肉豚経営安定交付金制度になりました。また、豚マルキンについては交付金による補填の対象が粗収益と生産コストの差額の８割から標準的販売価格と標準的生産費の差額の９割に引き上げられました。

また、加工原料乳生産者補給金制度について、指定生乳生産者団体に販売委託する生産者に限られていた加工原料乳生産者補給金の交付対象を拡大し、計画的に乳製品向けに仕向ける全ての生産者を対象とする一方で、一定の地域から集送乳を拒まずに行う事業者（指定生乳生産者団体）に販売委託する生産者には加工原料乳生産者補給金と併せて集送乳調整金を交付することとなりました。

（筆者：森税務会計事務所代表、
（一社）全国農業経営コンサルタント協会
会長、税理士）

図書のご案内

畜産経営者・経営指導者待望の新刊!

畜産経営者のための
青色申告の手引き
ー 令和元年分確定申告対応 ー

森　剛一　著

畜産経営の発展を図るためには、記帳に基づく経営管理の一層の改善および合理化が求められます。本書は、好評を博した平成15年版以降改訂を重ね、今般大幅な見直しを行った改訂版で、各種奨励金・補てん金、肉用牛免税等優遇税制や共済金・共済掛金等の経理処理といった最新の事業制度にも対応。畜産経営者・経営指導者必携の一冊です。

【主な内容】

第１章　青色申告の制度：第１節　青色申告とは、第２節　青色申告のできる者、第３節　青色申告の特典、第４節　青色申告の手続き、第５節　備え付けるべき帳簿類、第６節　消費税の概要

第２章　畜産経営の簿記記帳実務：第１節　簿記記帳の基礎知識、第２節　記帳から決算までの流れと仕組み、第３節　勘定科目、第４節　単式簿記から複式簿記への切り替え方法、第５節　留意すべき期中の取引

第３章　決算と確定申告：第１節　決算整理、第２節　決算書の活用、第３節　青色申告決算書の作成、第４節　確定申告の作成、第５節　消費税申告書の作成

第４章　事業継承と法人化の税務：第１節　事業継承の税務、第２節　法人化の税務

参考資料　確定申告書Ｂ記入例等

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会　経営支援部（情報）

〒101-0021　東京都千代田区外神田 2-16-2　第２ディアイシービル９階

TEL：03-6206-0846　FAX：03-5289-0890　Email：book@jlia.jp

行政の窓

農業経営統計調査　報告①
「平成30年度牛乳生産費」を公表

農林水産省大臣官房統計部

農林水産省大臣官房統計部は12月６日、平成30年度牛乳生産費、肉用牛生産費、肥育豚生産費を公表しました。今回は、牛乳生産費について報告します。

牛乳生産費

農業経営統計調査の牛乳生産費統計は、牛乳の生産コストを明らかにし、加工原料乳生産者補給金の算定、経営改善対策の資料等を整備することを目的としている。

１．調査の対象

本調査は、2015年農林業センサスにもとづく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、搾乳牛１頭以上飼養し、生乳を販売した経営体（個別経営）を対象に実施した。

なお、「経営体（個別経営）」は2015年農林業センサスにおける農業経営体のうち、世帯による農業経営を行う経営体のことを指している。

２．調査事項

牛乳の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等。

３．調査方法

調査は、調査票（現金出納帳・作業日誌および経営台帳）を調査対象経営体に配布し、これに日々の生産資材の購入、生産物の販売、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とする。職員または統計調査員による調査対象経営体への面接調査の併用によって行った。

また、希望する調査対象経営体においては、牛資産の異動状況等の管理について、（独）家畜改良センター所管の牛個体識別台帳データを活用した。

図１　主要費目の構成割合（全国）
（搾乳牛１頭当たり）

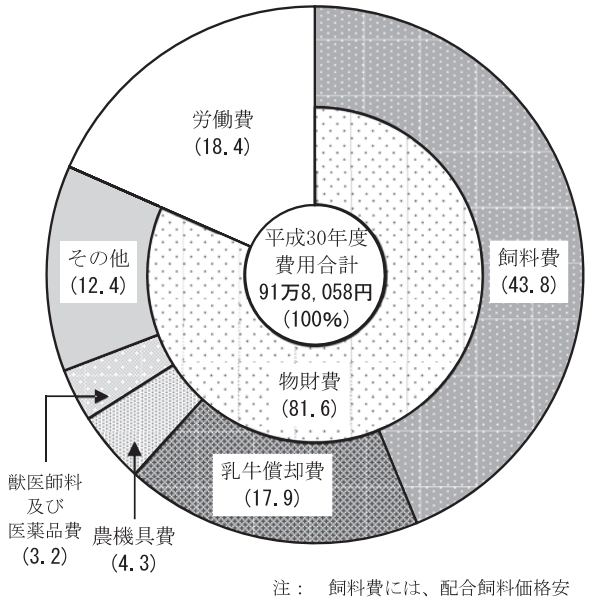

注：　飼料費には、配合飼料価格安定制度の補てん金は含まない。

（表１）平成30年度牛乳生産費（全国）

区分	搾乳牛１頭当たり		生乳100kg当たり（乳脂肪分3.5%換算乳量）	
	実数	対前年度増減率	実数	対前年度増減率
生産費	円	%	円	%
物財費	749,211	5.8	7,726	3.6
労働費	168,847	△ 0.2	1,741	△ 2.4
費用合計	918,058	4.6	9,467	2.5
生産費（副産物価額差引）	736,436	3.4	7,594	1.3
支払利子・地代算入生産費	743,903	3.3	7,671	1.1
資本利子・地代全額算入生産費	782,435	3.4	8,068	1.2

本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、搾乳牛を１頭以上飼養し、生乳を販売した経営体（個別経営）を対象に実施した。

（表２）牛乳生産費（全国）

区分	単位	平成29年度	30		対前年度増減率
			実数	構成割合	
搾乳牛１頭当たり				%	%
物財費	円	708,017	749,211	81.6	5.8
うち飼料費	〃	392,155	402,009	43.8	2.5
乳牛償却費	〃	143,674	164,315	17.9	14.4
農機具費	〃	37,852	39,632	4.3	4.7
獣医師料及び医薬品費	〃	28,209	29,510	3.2	4.6
労働費	〃	169,255	168,847	18.4	△ 0.2
費用合計	〃	877,272	918,058	100.0	4.6
副産物価額	〃	165,191	181,622	－	9.9
生産費（副産物価額差引）	〃	712,081	736,436	－	3.4
支払利子・地代算入生産費	〃	720,406	743,903	－	3.3
全算入生産費	〃	757,043	782,435	－	3.4
生乳100kg当たり（乳脂肪分3.5%換算乳量）					
全算入生産費	円	7,972	8,068	－	1.2
１経営体当たり搾乳牛飼養頭数	頭	55.5	56.4	－	1.6
１頭当たり投下労働時間	時間	104.02	101.48	－	△ 2.4

◎累年データ
牛乳生産費の推移（全国）

区分	搾乳牛１頭当たり全算入生産費	生乳100kg当たり（乳脂肪分3.5%換算乳量）全算入生産費	搾乳牛１頭当たり生乳価額	搾乳牛１頭当たり投下労働時間
	円	円	円	時間
平成21年度	725,773	7,912	738,569	108.18
22	716,529	7,959	715,101	107.09
23	729,137	8,080	726,050	105.24
24	737,962	8,088	746,804	104.95
25	753,535	8,247	759,422	104.68
26	765,924	8,290	816,802	104.94
27	736,480	7,812	858,540	104.40
28	738,314	7,787	868,727	105.71
29	757,043	7,972	883,512	104.02
30	782,435	8,068	895,672	101.48

資料：農林水産省統計部「畜産物生産費」

4．調査対象経営体数

全　国：435経営体（うち、集計経営体数：417経営体）

北海道：239経営体（うち、集計経営体数：224経営体）

都府県：196経営体（うち、集計経営体数：193経営体）

注：調査対象経営体のうち、調査期間中に調査不能となった調査対象経営体を除いた調査対象経営体を集計経営体としている。

5．調査結果

平成30年度の搾乳牛1頭当たり資本利子・地代全額算入生産費（全国）（以下、「全算入生産費」という。）は78万2435円で、前年度に比べ3.4%増加した。

生乳100kg当たり（乳脂肪分3.5%換算乳量）全算入生産費は8068円で、前年度に比べ1.2%増加した。

搾乳牛1頭当たりの費用合計は91万8058円で、主要費目の構成割合をみると、飼料費が43.8%、労働費が18.4%、乳牛償却費が17.9%を占め、この3費目で80.1%となった。また、1頭当たり投下労働時間は101.48時間で、前年度に比べ2.4%減少した。

図書のご案内

農場HACCP様式集

A4判152ページ

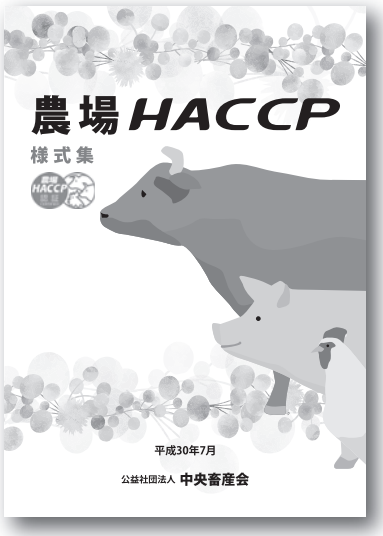

家畜伝染病の予防と畜産物の安全の確保は、畜産物の生産を行う上で極めて重要な課題です。

中央畜産会では、農場HACCPに取り組む関係者の養成を図るため、農場での構築指導を担う農場指導員を養成する農場指導員養成研修及び審査員養成研修を実施し、これまでそれぞれ2,435名、716名が受講しています。また、平成30年7月には200を超える農場が農場HACCPの認証を取得しています。そして、これらの認証取得支援及び認証審査を通じて多くのノウハウが蓄積されてきました。

このノウハウを基に、今後農場HACCPの認証を目指す畜産農家の円滑な構築活動の一助とするため、農場HACCPの文書・記録に関する様式集を刊行しました。

農場HACCPの構築は、文書等の形式を整えることで完結するものではありません。構築した文書を基に、CCPのモニタリング記録をはじめとした畜産物の安全性を高める活動と検証を通じて、最終的には生産性の向上にも繋がるシステムを作り上げることが目標となります。

本書は、これから農場HACCPの構築を目指す畜産農場等関係者の皆様の参考としてご活用いただける1冊です。

公益社団法人 **中央畜産会 経営支援部（情報）**

〒101-0021　東京都千代田区外神田2-16-2（第2ディーアイシービル）
TEL 03-6206-0846　FAX 03-5289-0890
E-mail book@jlia.jp　URL http://jlia.lin.gr.jp/

（独）農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1．肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和元年11月分〕

（独）農畜産業振興機構は、令和元年11月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第３条第１項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第４の６の（５）のオの規定および同（５）のカの規定により準用する同（１）から（４）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を**表１**および**表２**のとおり公表しました。

なお、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和２年２月上旬に公表する予定です。

（表１）肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛１頭当たりの標準的販売価格	肉用牛１頭当たりの標準的生産費	肉用牛１頭当たりの交付金単価(概算払)※	算出の区域	肉用牛１頭当たりの標準的販売価格	肉用牛１頭当たりの標準的生産費	肉用牛１頭当たりの交付金単価(概算払)※
北海道	1,196,666円	1,196,468円	－	石川県	1,400,861円	1,217,672円	－
青森県	1,207,468円	1,161,814円	－	福井県	1,364,876円	1,223,555円	－
岩手県（日本短角種を除く）	1,225,411円	1,183,702円	－	愛知県	1,209,926円	1,166,697円	－
				鳥取県	1,318,060円	1,206,857円	－
岩手県（日本短角種）	789,733円	739,043円	－	島根県	1,183,381円	1,204,833円	15,306.8円
				岡山県	1,191,376円	1,189,962円	－
宮城県	1,269,012円	1,200,960円	－	広島県	1,198,284円	1,210,834円	7,295.0円
秋田県	1,248,546円	1,164,363円	－	山口県	1,209,660円	1,211,673円	－
福島県	1,268,120円	1,216,970円	－	香川県	1,274,748円	1,195,311円	－
茨城県	1,239,495円	1,217,145円	－	愛媛県	1,222,172円	1,177,827円	－
栃木県	1,254,177円	1,193,047円	－	福岡県	1,172,315円	1,222,877円	41,505.8円
群馬県	1,234,268円	1,167,561円	－	佐賀県	1,215,029円	1,229,167円	8,724.2円
埼玉県	1,243,924円	1,187,216円	－	長崎県	1,215,376円	1,219,595円	－
千葉県	1,248,380円	1,208,972円	－	熊本県	1,201,628円	1,175,006円	－
神奈川県	1,218,146円	1,119,314円	－	大分県	1,118,400円	1,229,372円	95,874.8円
山梨県	1,187,572円	1,204,426円	11,168.6円	宮崎県	1,235,418円	1,224,778円	－
長野県	1,242,430円	1,218,773円	－	鹿児島県	1,244,800円	1,243,874円	－
静岡県	1,260,206円	1,222,597円	－	沖縄県	1,126,572円	1,166,326円	31,778.6円
新潟県	1,284,426円	1,171,797円	－	二以上の都道府県の区域	1,353,020円	1,240,374円	－
富山県	1,440,444円	1,228,407円	－				

（表２）交雑種・乳用種の交付金単価（概算払）

	肉用牛１頭当たりの標準的販売価格	肉用牛１頭当たりの標準的生産費	肉用牛１頭当たりの交付金単価（概算払）※
交雑種	754,720円	755,116円	－
乳用種	460,914円	520,610円	49,726.4円

※肉用牛１頭当たりの交付金単価（概算払）は、肉用牛１頭当たりの標準的生産費と肉用牛１頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から4,000円を控除した額

２．肉豚経営安定交付金（豚マルキン）〔令和元年度第１～３四半期〕

（独）農畜産業振興機構は、平成31年４月から令和元年12月までの算出期間（令和元年度第１～３四半期）における、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第３条第１項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第４の５の（５）の規定により算出した見込みの標準的販売価格および同規定により算出した見込みの標準的生産費をそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を上回ったことから、概算払はありません。

なお、今回の算出期間における確定値については、２月上旬に公表する予定です。

（表３）肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	平成31年４月から令和元年12月まで
肉豚１頭当たりの標準的販売価格	37,595円／頭（①）
肉豚１頭当たりの標準的生産費	33,972円／頭（②）
肉豚１頭当たりの交付金単価（参考）	－　（①＞②のため概算払なし）

（公社）中央畜産会からのお知らせ

畜　産　映　像　情　報

がんばる！畜産！3

畜産現場の“今”を30分の番組にしました！
映像を各種研修会、セミナーにご活用ください！
配信中の内容：IoT技術の活用／農場HACCP／搾乳ロボット／他

◀スマートフォンからはこちら
▼パソコンからはこちらで検索

がんばる畜産

お問合せ：（公社）中央畜産会　経営支援部（情報）　TEL03-6206-0846